

協議事項 2

「使用制限」を含む情報公開条例改正の撤回を求める請願について

平成20年11月22日
小 中 学 校 課

1 請 願 者

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス 理事長 森田 明

2 請願の要旨

「使用制限」を含む情報公開条例改正を撤回することを求める

3 請願の理由

(1) 鳥取県議会「全国学力・学習状況調査結果の開示を求める決議」の趣旨に反する

- ・議会決議は、市町村別・学校別のデータの開示を強く求めるとともに、「調査結果を社会全体で有効に活用する」ことの重要性を指摘
- ・「使用制限」は、県議会が求める「社会全体」での活用を否定するもの

(2) 憲法21条1項が保障する表現の自由、報道の自由を侵害し、同条2項が禁止する「検閲」にあたるおそれが強い

- ・「使用制限」に反して公表・提供した場合の処分の変更や何らかの制裁を想起させるため、請求者に対する事実上の強制力がある

(3) 請求の目的を問わない情報公開制度の趣旨に反する

- ・開示の是非はあくまでも請求のあった情報の内容に応じて判断すべきものであり、請求の目的や開示された情報の使用内容・方法を問うものではない

(4) 必要なのは「制限付き開示」ではなく「説明付き開示」である

- ・「説明付き開示」とは、調査の趣旨や結果に対する正しい理解について、開示の際に請求者に説明することであり、あわせて社会全体にも周知徹底すること
- ・鳥取県教育委員会が行うべきは、「使用制限」という形で誤解・混乱の未然防止を開示請求者に委ねることではなく、自らの説明責任を徹底的に果たすこと

(5) 市町村及び学校の自主的な公表を促すべきである

- ・そもそも開示請求という形でしか調査結果を明らかにしない消極的姿勢が問題の主因
- ・鳥取県教育委員会が果たすべき役割は、すでに調査結果を自主的に公表・提供している例を市町村教育委員会に提示し、「それぞれの判断」を通じて保護者や地域住民に対する説明責任を果たすことを促すこと